

稚 内 市

(仮称) 生ごみ中間処理施設整備・運営事業

入 札 説 明 書

平成 2 1 年 7 月 1 5 日

稚 内 市

## 目次

1	入札説明書の位置づけ	1
2	本事業の概要	2
(1)	事業内容に関する事項	2
3	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	6
(1)	立地に関する事項	6
(2)	施設の設計要件等に関する事項	7
(3)	地元同意の取得	8
4	事業者の募集及び選定に関する事項	9
(1)	事業者選定の方法	9
(2)	事業者選定の手順及びスケジュール	9
(3)	応募手続き等	9
5	応募に関する事項等	14
(1)	応募者の参加資格要件	14
(2)	応募者の参加資格確認基準日	16
(3)	応募者の構成員等の変更	16
(4)	応募に係る留意事項等	16
(5)	入札予定価格	18
6	提案の審査及び事業者の選定に関する事項	19
(1)	審査委員会の設置	19
(2)	審査方法	19
(3)	提案内容に関するヒアリング等の実施	20
(4)	落札者の決定	20
(5)	入札結果の通知及び公表	20
(6)	事業者を選定しない場合	21
7	契約に関する事項	22
(1)	基本協定の概要	22
(2)	特別目的会社の設立等	22
(3)	事業契約の締結	22
(4)	議会の議決	23
(5)	契約保証金の納付等	23
(6)	事業契約に違反した場合の取り扱い	23
8	事業実施に関する事項	24
(1)	整備費・運営委託料の支払	24
(2)	市の費用負担に関する事項	24
(3)	資金調達	24
(4)	保険	24

(5) 市と事業者のリスク分担に関する考え方 .....	25
(6) 事業契約上の債権の取扱い .....	25
(7) 土地の使用等 .....	25
(8) 誠実な業務遂行義務 .....	25
(9) 業務の委託等 .....	25
(10) 技術者の配置 .....	26
(11) 市によるモニタリング .....	26
(12) 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	28
(13) 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	28
(14) 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 .....	28
<b>9 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....</b>	<b>29</b>
(1) 基本的な考え方 .....	29
(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置 .....	29
(3) 金融機関と市の協議 .....	29
<b>10 提出書類 .....</b>	<b>30</b>
(1) 入札説明書等に関する質問の際の提出書類 .....	30
(2) 参加資格審査時の提出書類 .....	30
(3) 参加資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類 .....	31
(4) 入札時の提出書類 .....	31
<b>11 提案書作成要領 .....</b>	<b>35</b>
(1) 一般的事項 .....	35
(2) 参加表明書及び参加資格審査書等 .....	36
(3) 入札書 .....	36
(4) 設計・建設業務提案書 .....	37
(5) 運營業務提案書 .....	37
(6) 維持管理業務提案書 .....	37
(7) 事業計画等提案書 .....	37
(8) 設計資料等 .....	42
(9) 提案図面等 .....	43
<b>12 その他特定事業の実施に関し必要な事項 .....</b>	<b>44</b>
(1) 情報公開及び情報提供 .....	44
(2) 問合せ先 .....	44
<b>別添1 リスク分担表 .....</b>	<b>45</b>
<b>別紙1 整備・運営委託料について</b>	
<b>別紙2 建設一時払金の算定について</b>	

本入札説明書では、以下のように用語を定義する。

- 【公共施設等の管理者】 : 本事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「P F I 法」という。）に基づく P F I 事業として、民間事業者を実施させようとする公的主体をいう。
- 【事業者】 : 落札者の構成員が本事業の実施を目的として設立する特別目的会社であり、本事業の実施に際して稚内市（以下「市」という。）と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
- 【応募企業】 : 施設の設計、建設、運営及び維持管理の能力を有し、本事業に参画し、特別目的会社に出資する単独の企業をいう。
- 【応募グループ】 : 施設の設計、建設、運営及び維持管理の能力を有し、本事業に参画する者で、複数の企業で構成されるグループをいう。
- 【代表企業】 : 応募企業の場合は応募企業、応募グループの場合は応募グループの構成員のうち代表を務める者をいう。
- 【構成員】 : 応募者たる企業グループのうち、落札者の決定後、事業者への出資を行う者をいう。
- 【協力会社】 : 応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。
- 【応募者】 : 応募企業又は応募グループをいう。
- 【参加資格審査通過者】 : 参加表明のあった応募者のうち、参加資格審査を通過した応募者をいう。
- 【入札参加者】 : 参加資格審査通過者のうち、本事業に係る事業提案書を期限内に提出した者をいう。
- 【審査委員会】 : P F I 法に基づく事業実施に必要となる事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。
- 【落札者】 : 審査委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した入札参加者をいう。
- 【特別目的会社】 : 本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。S P C（Special Purpose Company）ともいう。
- 【実施方針等】 : 実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び添付資料、要求水準書（案）をいう。
- 【入札説明書等】 : 入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書案、事業契約書案等をいう。
- 【事業提案書】 : 参加資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図面をいう。
- 【本施設】 : 本事業で、事業者が整備する施設及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものとする。
- 【処理対象物】 : 市又は市が許可する事業者が搬入する一般廃棄物（生ごみ）、紙又は油類、下水道汚泥及び水産廃棄物等をいう。
- 【処理施設】 : 本施設のうち、生ごみ等を中間処理する施設をいう。
- 【附带施設】 : 本施設のうち、処理施設を除く施設をいう。

- 【整備・運営委託料】 : 本施設の設計、建設及び運営・維持管理業務に係るサービスの対価として市が事業者に対し支払う料金をいい、本施設の設計、建設業務に係る経費と運営・維持管理業務に係る経費で構成される。
- 【特許権等】 : 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。
- 【運営・維持管理マニュアル】 : 安定した運転、本施設の保全及び職場の安全を保つために事業者が作成するマニュアルをいう。
- 【ホームページ】 : 稚内市のホームページをいう。ホームページアドレスは、10（1）に示す。

## 1 入札説明書の位置づけ

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、市がPFI法に基づき、平成21年6月30日に特定事業として選定した「稚内市（仮称）生ごみ中間処理施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加希望者を対象に交付するものである。なお、この交付は、ホームページでの公表をもって代えることとする。

本事業の基本的な考え方については、平成21年5月20日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針に関する質問回答、意見及び提案を反映している。したがって、応募者は、本入札説明書の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとする。

また、別添資料の「稚内市（仮称）生ごみ中間処理施設整備・運営事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「稚内市（仮称）生ごみ中間処理施設整備・運営事業 事業者選定基準」（以下「事業者選定基準」という。）、「稚内市（仮称）生ごみ中間処理施設整備・運営事業 基本協定書（案）」（以下「協定書（案）」という。）、「稚内市（仮称）生ごみ中間処理施設整備・運営事業 事業契約書（案）」（以下「契約書（案）」という。）及び「稚内市（仮称）生ごみ中間処理施設整備・運営事業 様式集」（以下「様式集」という。）は本入札説明書と一体のものとする。

なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針等に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等に関する質問回答及び入札説明書等に関する質問回答によることとする。

## 2 本事業の概要

### (1) 事業内容に関する事項

#### 1) 事業名称

稚内市（仮称）生ごみ中間処理施設整備・運営事業

#### 2) 対象となる公共施設の種類

廃棄物中間処理施設（エネルギー回収推進施設）

#### 3) 公共施設等の管理者

稚内市長 横田 耕一

#### 4) 事業目的

稚内市では、「稚内市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」に基づき、廃棄物の減量化に取り組んできているが、生ごみの中間処理は、リサイクル率や減量処理率の向上につながるばかりでなく、最終処分場の延命に寄与するとともに、衛生的な埋立処分にもつながるものであることから施設整備が不可欠となっている。

本事業は、廃棄物埋立量の減量を進めるとともに、廃棄物を資源として活用し、循環型社会形成の推進を図ることを目的として整備・運営を行うものである。

本市は、本事業において本施設の整備、運営及び維持管理の業務を民間事業者に一括かつ長期的に実施させることにより、民間事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等が図られることを期待する。

#### 5) 事業範囲

事業者は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づき、新たに本施設を設計、建設し、維持管理・運営業務、維持管理業務等を遂行する。

事業者が行う主な業務は次のとおりとし、詳細は要求水準書において示す。

##### ① 本施設の設計及び建設に関する業務

- ・ 事前調査
- ・ 本施設に関する設計
- ・ 国庫補助金等申請等の手続きの実施支援（関連機関等の協議含む）
- ・ 一般廃棄物処理施設設置許可申請手続
- ・ 生活環境影響調査（市で実施済みの部分を除く。）
- ・ 着工準備（用地造成・インフラ整備等、整備に伴う各種申請等）
- ・ 本施設に係る建設工事及び建設に伴う各種申請
- ・ 工事監理

- ・ 試運転業務
- ・ 本施設の引き渡し
- ・ 本市が行う近隣対応への協力
- ・ その他、本施設の設計及び建設を実施する上で必要な業務

## ② 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ・ 本施設の運営及びその他関連業務
- ・ 処理施設の運転管理及びその関連業務
- ・ 処理施設の保守管理、点検修繕
- ・ 発生ガス等のエネルギー活用
- ・ 発生残渣等の処理及び活用
- ・ 処理不適合物の処理
- ・ ユーティリティ等の調達・管理
- ・ 環境衛生管理
- ・ 清掃
- ・ 除雪
- ・ 警備
- ・ 見学者への対応
- ・ 市が要請する運転管理データ等の整理への協力
- ・ その他、本施設の運営及び維持管理を実施する上で必要な業務

## 6) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに本施設の設計、建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営及び維持管理を行う方式（BTO（Build Transfer Operate））により実施する。

## 7) 事業期間

本事業の事業期間は、平成22年4月から平成39年3月までの17年間（設計・建設期間2年間、運営・維持管理期間15年間）とする。

## 8) 事業のスケジュール(予定)

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| ① 事業契約の締結               | 平成22年3月               |
| ② 設計・建設期間<br>(試運転期間を含む) | 平成22年4月～平成24年3月（2年間）  |
| ③ 本施設の引渡し期限             | 平成24年4月               |
| ④ 供用開始                  | 平成24年4月               |
| ⑤ 運営・維持管理期間             | 平成24年4月～平成39年3月（15年間） |



## 9) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間終了と同時に速やかに退去するものとする。

なお、本施設の事業期間終了後の措置について、運営開始後 13 年目（事業期間終了 3 年前）の時点において、市及び事業者との協議を開始するものとする。

このとき、事業期間終了後も本施設の健全性が保たれ、環境要件を満たしながら本施設を運営することができ、かつ更新時期を迎える設備機器等について、更新後において最良の効果を達成できると市及び事業者が判断し、加えて本施設による生ごみ等の中間処理を望む場合、市は、事業契約満了までに、改修・運営及び維持管理業務に関する契約を事業者と新たに契約することができるものとする。

## 10) 事業者の収入に関する事項

本事業は、市が事業者からサービスを購入する形態の事業であり、本事業における事業者の収入は以下のとおりである。

### ① 建設一時払金

市は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち本施設の設計・建設等に係る初期投資に相当する費用のうちの一部を、事業者による本施設の整備出来高に応じ、整備事業年度毎に国庫補助金等の受領及び起債により調達した額を建設一時金として支払う。

### ② 整備割賦払金

市は、本施設の設計・建設等に係る初期投資に相当する費用のうち、上記①の建設一時払金を除いた額を 60 回（管理運営期間 15 年×年 4 回払）で元利均等分割した額を、毎年四半期毎に整備割賦払金として支払う。

整備割賦払金に係る支払利息は、事業者が事業提案書に記載するスプレッドと基準金利の合計とし、基準金利の変動に伴い支払開始時及び運営開始 11 年度目において改定を行う。

なお、基準金利は、共同通信社より東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に TOKYO SWAP REFERENCE RATE として発表される 6 か月 LIBOR ベース 15 年物（円－円）金利スワップレートの間値により算定した金利をいい、金利の決定となる基準日は、平成 24 年 4 月 2 日（月）及び平成 34 年 4 月 3 日（月）とする。

### ③ 運営委託料

市は、事業者の事業運営及び本施設の維持管理業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていると確認されたときは、本施設の管理・運営等に対する対価を、運営委託料として支払う。

運営委託料は、人件費、補修費、用役費（電気、ガス、水道、下水道の基本料金部分（水道量水器使用料を含む））、試験測定費、保守点検料、S P C 事務経費、保険料等の本施設で処理する対象物の量の変動に関わらず、事業を運営及び維持管理する上で、固定的に要する費用である「固定費」と、用役費（電気、ガス、水道、下水道の基本料金部分を控除した費用）、残渣運搬費等、処理対象物の量の変動により増減する費用であ

る「変動費」の合計とし、毎年四半期毎に計 60 回支払う。

なお、運営委託料は、物価変動に基づき年に 1 回見直すことができるものとし、詳細は事業契約書で示す。

#### ④ その他の収入

副生成物、余剰エネルギー等の売却による収入は事業者の収入とし、当該収入による施設の維持管理・運営に対する費用からの控除は行わない。

### 11) 事業に必要な根拠法令等

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、P F I 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業の実施に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）のほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

### 12) 市が実施する事業

本事業において市が行う主な業務は次のとおりとする。

#### ① 本施設の設計及び建設に関する業務

- ・ 本事業の実施に関する地元同意の取得
- ・ 近隣対応
- ・ 国庫補助金等申請等の手続き
- ・ 生活環境影響調査の実施支援
- ・ 建設モニタリングの実施
- ・ その他これらを実施する上で必要な業務

#### ② 本施設の運営及び維持管理に関する業務

- ・ 近隣対応
- ・ 運営モニタリングの実施
- ・ 本施設への処理対象物の搬入
- ・ 見学者対応の支援
- ・ 処理不適合物及び最終残渣（有効活用部分を除く。）の埋立処理
- ・ その他これらを実施する上で必要な業務

### 3 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

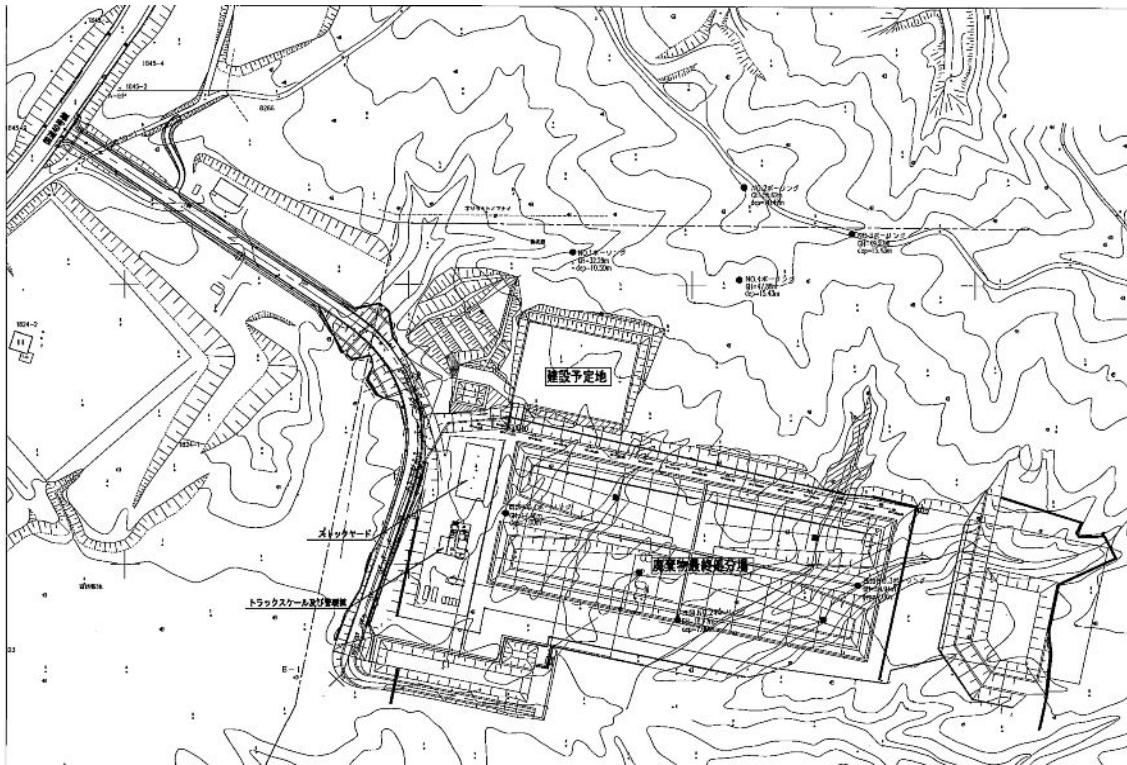
#### (1) 立地に関する事項

本事業の立地に関する事項については、次のとおりとする。

項目	概要
① 事業計画地	稚内市新光町 1789 番地 内
② 建物用地面積	約 4,500 m <sup>2</sup> (事業者の提案により変更可能)
③ 用途地域	都市計画区域及び準都市計画区域外
④ その他地域地区	森林地域 (地域森林計画対象民有林)
⑤ 防火地域	なし
⑥ 建ぺい率	-%以下
⑦ 容積率	-%以下
⑧ 高さ制限	なし
⑨ 周辺状況等	敷地周辺は、森林地期で同一敷地内に廃棄物最終処分場が立地している。

#### ●整備用地位置図





## (2) 施設の設計要件等に関する事項

### 1) 処理システム

メタン発酵バイオガス化方式

### 2) 施設規模

#### ① 処理対象

種 類			t/年	t/日 (365日平均)
一般廃棄物 (生ごみ)	計画収集	①	2,650	—
	家庭系自己搬入	②	240	—
	事業系	③	1,312	—
	小 計	①～③	4,202	11.51
下水道汚泥		④	2,090	5.73
水産廃棄物		⑤	500	1.37
合 計		①～⑤	6,792	18.61

※ 次のものについては、事業者の提案により必要とされた場合、処理対象に加えることが可能。

種 類	t/年	t/日 (365日平均)
紙 類	511	1.40
油 類	29.2	0.08

② 処理能力

項 目	処 理 能 力
メタン発酵槽の処理能力	最大 23t/日
受入設備の受入能力	最大 34t/日

③ 系列数

原則として1系列とするが、事業者の提案により変更は可能。

④ 運転時間

搬入設備、前処理設備：6日/週（8：30～16：30）

発酵設備、水処理設備、エネルギー活用設備：24時間連続

脱水設備、搬出設備：6日/週（8：30～16：30）

⑤ エネルギー回収条件

高効率原燃料回収施設として、メタン回収ガス発生率  $150\text{N m}^3/\text{ごみトン}$  以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量  $3,000\text{N m}^3/\text{日}$  以上を得るものとする。

3) 建物仕様・外観

建物は、周辺自然環境との調和を図り、気象状況を考慮した対策を行うとともに、自然エネルギーの利用を図ること。

4) エネルギー活用施設

ごみの持つエネルギーを有効活用するために、発生するメタンガスや熱等について活用を行い、可能な限り施設内で使用するエネルギーを賄う。

なお、余剰エネルギーの取り扱いについては事業者の裁量に委ねるものとする。

5) 附帯施設

最終残渣、副産物等の一時保管施設など事業者の提案の内容により必要な施設整備を行う。

(3) 地元同意の取得

市は、本事業実施についての、地元同意を得る。

なお、事業者の行為により住民に迷惑をかける等問題を引き起こした場合には、事業者が誠意を持って問題解決にあたるものとする。

## 4 事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札方式とする。

### (2) 事業者選定の手順及びスケジュール

事業者選定に当たっての手順及びスケジュールは、次のとおりとする。

スケジュール（予定）	内 容
平成 21 年 7 月 15 日(水)	入札公告、入札説明書等の公表・交付 P F I 基本協定書（案）、事業契約書（案）の公表 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の実施
平成 21 年 7 月 16 日(木) ～ 7 月 24 日(金)	参考資料の閲覧 入札説明書等に関する第 1 回質問受付
平成 21 年 8 月 5 日(水)	入札説明書等に関する第 1 回質問回答の公表
平成 21 年 8 月 6 日(木) ～ 8 月 13 日(木)	参加表明書及び参加資格審査書等の受付
平成 21 年 8 月 21 日(金)	参加資格審査結果の通知
平成 21 年 9 月 14 日(月) ～ 9 月 18 日(金)	入札説明書等に関する第 2 回質問受付
平成 21 年 10 月 2 日(金)	入札説明書等に関する第 2 回質問回答の公表
平成 21 年 10 月 5 日(月) ～ 10 月 7 日(水)	審査通過者別説明会に係る質問受付
平成 21 年 10 月 14 日(水)	審査通過者別説明会
平成 21 年 10 月 21 日(水)	審査通過者別説明会の内容公表
平成 21 年 10 月 30 日(金)	入札書及び事業提案書の受付
平成 21 年 12 月中旬	落札者（優先交渉権者）の決定・公表 基本協定の締結
平成 22 年 3 月	事業契約の締結

### (3) 応募手続き等

#### 1) 入札説明書等の公表・交付

市は、入札公告と同時に、ホームページにおいて、入札説明書等を公表する。

#### 2) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会

本事業に対する民間事業者の参入促進のため、以下のとおり、入札説明書等に関する説

明会及び現地見学会を開催する。

なお、説明会及び見学会への参加者は、1社あたり2名までとする。

[説明会]

開催日時 平成21年7月15日(水)午後1時から(受付開始:午後0時30分から)  
開催場所 稚内市役所5階正庁

[現地見学会]

開催日時 平成21年7月15日(水)午後3時から  
開催場所 稚内市新光町1789番地 稚内市(仮称)生ごみ中間処理施設建設予定地

### 3) 参考資料の閲覧

本事業に係る下記の参考資料の閲覧を以下のとおり行う。

#### ① 閲覧対象

- ・ 稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業竣工図(土木工事)の内、現況図、寸度図、全体配置図、施設配置平面図、土工縦断図、土工横断図、標準縦断図、標準横断図(平成19年8月)
- ・ 稚内廃棄物中間処理施設建設事業地質測量調査報告書(平成19年11月)
- ・ 稚内市廃棄物中間処理施設整備生活環境影響調査報告書(平成21年3月)

#### ② 閲覧期間

平成21年7月16日(木)から7月24日(金)までの午前9時から午後5時まで。

ただし、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

#### ③ 閲覧場所

稚内市生活福祉部衛生課(稚内市役所1階)

### 4) 入札説明書等に関する第1回質問受付・回答

平成21年7月16日(木)から7月24日(金)までの間、稚内市生活福祉部衛生課において、入札説明書等に関する質問を受け付ける。

なお、本事業のPFIに係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、平成21年8月5日(水)までにホームページにおいて公表する。

提出方法は、様式集様式1-1により、郵送又は電子メール(ファイル添付)にて稚内市生活福祉部衛生課に提出のこととし、電子メールによる提出の場合、ファイル形式はMicrosoft Wordとする。

## 5) 参加表明及び参加資格審査書等の受付

本事業への応募者は、参加表明書の受付に合わせて、参加資格を満たすことを証明するため、参加資格審査書等を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければならない。

参加表明書及び参加資格審査書等の提出書類は、「11 (2) 資格審査時の提出書類」を参考とし、「12 提案書作成要領」に従って提出すること。

### ① 提出期間

平成 21 年 8 月 6 日 (木) から平成 21 年 8 月 13 日 (木) までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。

### ② 提出場所

稚内市生活福祉部衛生課

### ③ その他

参加表明書及び参加資格審査書等の提出は、提出場所に持参することとし、郵便又は電送によるものは受け付けない。

## 6) 参加資格審査結果の通知

市は、応募者から提出された参加資格審査書等により参加資格の有無について確認を行うものとし、参加資格審査の結果を平成 21 年 8 月 21 日 (金) までに応募者に対して通知するとともに、ホームページに公表を行う。

## 7) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

事業者は、市から入札参加資格がないと判断された場合、平成 21 年 8 月 24 日 (月) から平成 21 年 8 月 28 日 (金) までの毎日、午前 9 時から午後 5 時までの間に書面により説明を求めることができることとし、市は、説明要求に対する回答を、平成 21 年 9 月 3 日 (木) までに応募者に対し通知する。

## 8) 入札説明書等に関する第2回質問の受付、入札説明書等に関する質問の回答

平成 21 年 9 月 14 日 (月) から平成 21 年 9 月 18 日 (金) までの間、参加資格審査通過者 (以下「審査通過者」という。) から、入札説明書等に記載されている内容について第 1 回質問に追加して再度質問を受け付けるものとする。

質問に対する回答は、審査通過者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、審査通過者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、平成 21 年 10 月 2 日 (金) までにホームページにおいて公表する。

なお、提出先、提出方法等については、第 1 回質問受付と同様とする。



## 9) 審査通過者別説明会の実施

市は、本事業の実施にあたり入札説明書等の内容が適切に理解された上で事業提案書の作成が行われるように、平成 21 年 10 月 14 日（水）、市と審査通過者の意思疎通を図ることを目的とした対面式の質問・回答等（以下「対話」という。）を行う。

対話の内容は、審査通過者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、審査通過者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、平成 21 年 10 月 21 日（水）までにホームページにおいて公表する。

なお、質問は平成 21 年 10 月 5 日（月）から 10 月 7 日（水）までの間で事前に市に提出するものとし、提出先、提出方法、開催詳細等については、資格審査結果通知時に示す。

## 10) 入札の辞退

審査通過者が、入札を辞退する場合は、事業提案書提出期限までに、入札辞退届（様式 3-1）を、稚内市生活福祉部衛生課へ持参又は郵送により提出すること。

## 11) 入札書及び事業提案書の受付

審査通過者は、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した入札書（様式 4-1）、入札価格内訳書（様式 4-2）及び事業提案書を市に提出するものとする。なお、提出は応募企業又は応募グループの代表者が提出場所に持参することとし、郵便又は電送によるものは受け付けない。書類の提出に関する詳細については、「11（4）入札時の提出書類」を参照のこと。

入札保証金は、稚内市契約規則第 5 条に該当する場合は免除することとする。

### ① 提出日

平成 21 年 10 月 30 日（金）午後 1 時から午後 5 時まで。

### ② 提出場所

稚内市生活福祉部衛生課

### ③ 失格行為

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

(ア) 入札日（平成 21 年 10 月 30 日（金）午後 5 時）を過ぎて提出書類が提出された場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 入札説明書等に違反すると認められる行為があった場合

### ④ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(イ) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(ウ) 入札書に記名及び押印がない入札

- (エ) 入札保証金が不足する者のした入札
- (オ) (ア) の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- (カ) 代理人が2以上の者の代理をしてした入札
- (キ) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (ク) 無権代理人がした入札
- (ケ) その他入札に関し、不正の行為のあった者のした入札

## 12) 入札の取り止め等

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、市は、当該応募者を入札に参加させない。

また、応募者が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、入札に係る不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

## 5 応募に関する事項等

### (1) 応募者の参加資格要件

#### 1) 入札参加者の構成等

応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。

また、参加表明書に明記した協力会社についても、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。

なお、応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社は、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加することはできないものとする。

応募者は、参加表明書において、本事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社の企業名及び携わる業務を明記すること。

また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

なお、代表企業は稚内市契約規則による競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ② 稚内市競争入札参加資格者指名停止事務処理要綱（平成 12 年 8 月 1 日）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けた者でないこと。
- ⑦ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧ 納期限の到来した法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- ⑩ 市が本事業に着いてアドバイザー業務を委託した株式会社エイト日本技術開発並

びに株式会社エイト日本技術開発が本アドバイザー業務において提携関係にある東京青山・青木・狛法律事務所と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

注)「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を出資しているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

## 2) 応募者の構成員等の資格等要件

応募企業、応募グループ及び協力会社のうち本施設の設計、工事監理、建設、運営及び維持管理の各業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

ただし、本施設のうち建築物の工事監理業務と建設業務については、兼務することはできない。

また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

- ① 本施設のうち建築物の設計にあたる者は次の要件を満たすこと。
  - (ア) 稚内市契約規則による競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。
  - (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 本施設のうち建築物の工事監理にあたる者（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 4 第 2 項の規定に基づき配置するものとする。）は、次の要件を満たすこと。
  - (ア) 上記 2) ① (ア) に同じ。
  - (イ) 上記 2) ① (イ) に同じ。
- ③ 本施設のうち建築物の建築にあたる者は、次の要件を満たすこと。
  - (ア) 上記 2) ① (ア) に同じ。
  - (イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。

なお、グループで応募する場合は、工事を担当する構成員及び協力会社が上記の許可を受けていること。
  - (ウ) 建設業法に基づく建築工事業に係る建設業許可を受けたもののうち経営事項審査点数（建築一式工事又は土木一式工事）が、1,000 点以上であること。
- ④ 本施設のうち中間処理施設(プラント)の建設にあたる者は、次の要件を満たすこと。
  - (ア) 上記 2) ① (ア) に同じ。
  - (イ) メタン発酵設備の実機あるいは実証機での安定した運転実績を有すること。なお、安定した運転実績とは、事業提案書提出日（平成 21 年 10 月 30 日）において、「廃

棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能の指針に関する指針について（平成10年10月28日生衛発第1573号厚生省生活衛生局水道環境部長通知。以下「性能指針」という。）に定められている「安定運転」を意味し、このとき試運転期間は含まないものとする。

また、その施設が環境法令要件等を満足していることを技術資料及び技術を保証する資料等により証明できること。

(ウ) 環境省における循環型社会形成推進交付金交付取扱要領におけるエネルギー回収施設（高効率原燃料回収施設）の基準に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示できるものであること。

⑤ 本施設のうち中間処理施設（プラント）の運営及び維持管理にあたる者は、次の要件を満たすこと。

(ア) 上記2) ① (ア) に同じ。

(イ) メタン発酵設備の実機あるいは実証機での運転経験を有する技術者を運営開始から1年以上専任で配置できるものであること。なお、技術者が備えるべき運転経験とは、本施設の本稼働時において1年以上、メタン発酵設備の実機あるいは実証機の運営及び維持管理業務に携わり、初期故障対応やガス回収作業等の実績を把握していることを意味する。

### 3) 応募者の参加資格の喪失

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、上記1) 及び2) の要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

## (2) 応募者の参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、平成21年7月31日（金）とする。

## (3) 応募者の構成員等の変更

参加表明書により参加の意思を表明した応募グループの構成員及び協力会社の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。協議の結果、市が妥当と認めた場合には、応募グループの代表企業以外の構成員及び協力会社を、参加資格の確認を受けた上で事業提案書の提出期限までに変更及び追加できるものとする。

## (4) 応募に係る留意事項等

### 1) 入札説明書等の承諾

応募者は、参加表明書の市への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾

したものとする。

## 2) 費用負担

本事業の応募及び入札に関し必要な費用は、全て応募者の負担とする。

## 3) 提出書類の取扱い

### ① 著作権

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が必要と認め、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、事業提案書は、入札参加者には返却しないものとする。

### ② 特許権

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担する。

ただし、市が事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合は、仕様書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを知っていた、又は知り得るべき場合を除き、市が責任を負う。

### ③ 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市から指示する場合を除き、認められないものとする。

### ④ 追加提出書類

市は、必要と認めた場合、提出書類を追加的に要求することがある。

## 4) 市からの提示資料等の取扱い

市が提供する資料等は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

## 5) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができないものとする。

## 6) 虚偽の記載をした場合

入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがある。

## 7) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

## (5) 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、次のとおりとする。

入札予定価格 **金3,189,777,000円**

なお、入札予定価格は、事業期間中に市が事業者を支払う整備・運営委託料を単純合計した金額である。算出方法に関する詳細については、「11（7）事業計画等提案書」を参照のこと。また、入札予定価格には、金利変動、物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税は含まない。

## 6 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

### (1) 審査委員会の設置

市は、応募者から提出された事業提案書の審査を行うため、審査委員会を設置する。審査委員会は、以下の5名の委員により構成される。(敬称略)

委員長	古市 徹	(北海道大学大学院工学研究科教授)
委員	植田 和男	(日本PFI協会理事長)
委員	村井 公裕	(北海道産業廃棄物協会事務局長)
委員	遠藤 孝夫	(稚内北星学園大学情報メディア学部准教授)
委員	工藤 廣	(稚内市副市長)

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

### (2) 審査方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用する。

審査は、予め定めた事業者選定基準に従って、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。提案審査の概要は次のとおりである。

#### 1) 基礎審査

##### ① 入札価格の確認

市は、基礎審査として、入札参加者から提出された入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。このとき、市が設定した予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、要求水準の確認などを行う基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とする。予定価格は、5(5)を参照のこと。

##### ② 基礎的事項の確認

事業提案書に記載された内容が、次の基礎的な事項について満足しているとの確認を行う。

- ・ 提出書類の確認
- ・ 要求水準の確認



- ・業務施行に関する確認

これら3つの基礎的な事項のうち、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とし、すべての要件に適合していると確認された入札参加者は、総合評価の対象とする。

## 2) 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、性能等に関する評価及び入札価格に関する評価を点数化して総合評価を行い、最も優秀な提案を行ったものを最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。なお、性能に関する評価項目は、事業計画、施設計画、中間処理の性能、地域経済への貢献、運営・維持管理計画、環境・循環型社会への配慮、経営計画の7項目である。

### (3) 提案内容に関するヒアリング等の実施

事業提案書の審査にあたって、提案内容の確認のために市又は審査委員会が必要と判断した場合、基礎審査を通過した入札参加者を対象としたヒアリングを実施することがある。

#### ① 実施時期

平成21年12月中旬頃（予定）

#### ② 実施内容

ヒアリング実施の場合は、後日、日時、場所、ヒアリング内容等を、対象応募企業又は対象応募グループの代表企業に連絡するものとする。

### (4) 落札者の決定

市は、審査委員会による審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

### (5) 入札結果の通知及び公表

市は、落札者決定後、速やかに入札結果を入札参加者に文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。また、入札結果は、審査委員会による審査結果とあわせてホームページに公表する。

PFI法第8条に規定する客観的評価については、事業者と基本協定書を締結後に公表する。

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定時から事業契約締結までに、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し、公正取引委員会から排除勧告を受けたとき、又は排除勧告を受けることなく課徴金納付命令をうけたとき、若しくは同法に違

反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

- ② 贈賄・談合等著しく市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が上記の事由に該当した場合に限り、直ちに失格とはせず、本市との協議の上、当該構成員又は協力会社の変更を認めることとする。

#### **(6) 事業者を選定しない場合**

市は、事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者あるいは入札参加者が無い、又は、いずれの入札参加者も市の財政負担軽減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

## 7 契約に関する事項

### (1) 基本協定の概要

市と落札者（協力会社を除く。）は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

なお、落札者（協力会社を除く。）が基本協定を締結しない場合、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとする。また、それまでに落札者が要した費用については、市の事由による場合を除き、落札者自らが負担するものとする。

### (2) 特別目的会社の設立等

落札者のうち応募企業又は応募グループは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として本事業の実施を目的とする特別目的会社を仮契約締結前までに稚内市内に設立するものとする。なお、設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。但し、本事業の目的を達成するために必要と判断され、事業者の提案により、自らの責任及び費用において実施される附帯事業はこの限りでないものとする。

応募企業又は応募グループの構成員の全ては、当該会社に対して出資するものとし、出資者は構成員のみとする。また、本施設のうち、建築物の建築にあたる者、又は中間処理施設（プラント）の建設にあたる者の出資比率は、構成員の中で最も高くなるものとする。ただし、最大出資者が同率で複数あっても差し支えないものとする。

なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならないものとする。

### (3) 事業契約の締結

市は、落札者と事業契約書（案）に基づき、事業契約に関する協議を行い、事業者が遂行すべき業務内容や金額、支払方法等を定め平成 22 年 2 月に仮契約、平成 22 年 3 月に事業契約を締結するものとする。ただし、入札前に明示的に確定することができない事項については、必要に応じて市と落札者との間で協議を行い、内容を定めるものとする。事業契約は、設計、建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定する平成 39 年 3 月末日までの契約とする。

なお、事業契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代等は、落札者の負担とする。

また、特別目的会社が事業契約を締結しない場合は、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号の規定

による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとする。

#### **(4) 議会の議決**

本事業の事業契約を締結するためには、P F I 法第 9 条の規定に基づき、市が当事者となる事業契約の締結に関する議案を稚内市議会に提出し議決を求める。

#### **(5) 契約保証金の納付等**

事業者は、事業契約の締結にあたって、設計・建設工事等の履行を確保するために、履行保証保険等による設計・建設工事期間中の履行保証を行うものとする。

履行保証保険金額は、整備費の 10 分の 1 以上とする。ただし、事業者は、運営期間中においては、契約保証の必要はないものとする。

#### **(6) 事業契約に違反した場合の取り扱い**

事業契約締結後、契約に違反し、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは公募等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長 1 年間、市が実施する入札等への参加が認められなくなることがあることに留意すること。

## 8 事業実施に関する事項

### (1) 整備費・運営委託料の支払

市は、契約に基づき事業者が行う本施設の設計、建設に関する費用として「建設一部払金」及び「整備割賦払金」、運営、維持管理の対価に相当する額として「運営委託料」を支払う。

### (2) 市の費用負担に関する事項

次の費用については、市が費用負担するものとする。

- ① 処理対象物の回収、運搬に係る費用
- ② 稚内市最終処分場における処理不適合物及び最終残渣の埋立費用
- ③ 稚内市最終処分場との施設供用により必要となる費用
- ④ モニタリングの実施に要する経費

### (3) 資金調達

本事業において、各構成員及び協力会社への最適なりリスク分担が行われ、かつ長期的に事業の安定遂行が図られるように、事業者は、必要となる資金を調達する方法として、プロジェクトファイナンスによる手法を採用すること。

### (4) 保険

事業者等は、以下の要件を満たす保険契約を締結するものとする。詳細は、事業契約書(案)を参照のこと。

#### 1) 建設期間中の保険

本施設の建設にあたる者は、建設工事保険又は組立保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）及び請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）に加入すること。

#### 2) 運営・維持管理期間中の保険

事業者は、運営開始から事業契約終了までの全期間において、第三者賠償責任保険、プラント部分に関する保険及び火災保険に加入すること。

#### 3) その他の保険

事業者は、全事業期間において、本事業の実施において必要と判断される保険等の加入を行うこと。

## **(5) 市と事業者のリスク分担に関する考え方**

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

このリスク分担の考え方及び「PFI事業における分担等に関するリスク分担に関するガイドライン」などを踏まえ、市と事業者の責任分担は、原則として「別添1 リスク分担表」によることとするが、詳細事項については、事業契約書（案）によるものとする。

なお、事業契約書（案）に示されていない責任分担については、双方の協議により定めるものとする。

入札参加者は、負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

## **(6) 事業契約上の債権の取扱い**

### **1) 債権の譲渡**

市は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が市に対して有する債権（支払請求権）とは不可分一体のものとする。事業者は、事前に市の承諾がなければ債権を譲渡することができない。

### **2) 債権の質権設定及び債権の担保提供**

事業者が、市に対して有する債権に対し、質権を設定する場合及びこれを担保提供する場合には、事前に市の承諾がなければ行うことができない。

## **(7) 土地の使用等**

市は、特定事業の用に供するために、設計・施工期間中は、市有地を事業者は無償貸与し、運営・維持管理期間中は、市有地及び本施設を事業者は無償貸与する。

## **(8) 誠実な業務遂行義務**

事業者は、事業提案書及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

## **(9) 業務の委託等**

事業者が本事業の業務の一部を事業提案書に記載された企業以外に委託し又は請け負わせる場合は、事前に市の承諾を得なければならない。

## (10) 技術者の配置

事業者は、5（1）2）⑤（イ）の要件を満たす技術者又は同等の経験を有する技術者を本施設に配置すること。

## (11) 市によるモニタリング

市は、事業者が事業提案内容に基づいた業務を確実に実施し、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準を達成していることを確認するとともに、事業者の事業実施状況及び財務状況等を把握するため、以下に掲げるモニタリングを行う。

事業者はモニタリングの実施にあたり、資料の提出、説明等に協力しなければならない。

### 1) 本事業の実施状況の確認

市は、本事業の各段階において、事業契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。また、市が必要と認める場合には、随時モニタリングを行う。

なお、モニタリングに要する費用は、事業者側に発生する費用を除き、市の負担とする。

#### ① 実施設計モニタリング

事業者は、市が実施設計の進捗に係る資料の提出を求めた場合、その資料を提出し、市に説明を行う。

事業者は、実施設計を終えた時点で、実施設計図書を提出し、市は、提出された図書が、事業提案書の内容及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

#### ② 工事施工モニタリング

市が工事の進捗について説明及び報告を求めた場合、事業者は、施工状況の事前説明及び事後報告を行い、市は工事施工状況の確認を行う。

##### (ア) 工事着手前

事業者は、「建築基準法」に規定される工事監理者及び「建設業法」に規定される主任技術者または監理技術者をして工事監理を行わせるが、市は工事着手前にその体制などについて確認を行う。

事業者は、工事着工に先立ち、工事实施計画を市に提出し、市の承認を得なければならない。

##### (イ) 定期

市は、定期的に工事施工状況及び工事監理の状況について確認を行う。

##### (ウ) 随時

市は、必要と認める場合には、工事施工及び工事監理の状況について確認を行うことができる。

#### (エ) 中間確認

市は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施する。

中間確認の結果、工事の内容が設計図書に適合しない場合には、市は補修又は改善を求めることができる。

#### ③ 工事完成モニタリング

事業者は、本施設完成に先立ち、施設の性能が要求水準に適合するものであるかを確認するために性能試験を実施する。

事業者は、性能試験の項目及び要領等について予め市の確認を受ける。

本施設完成後、市は、施設の状態が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて、確認を行う。

確認の結果、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、市は補修又は改善を求めることができる。

また、市は、施設の引渡し前に事業者が作成・提出する、運営・維持管理マニュアル、運営維持管理業務体制及び業務仕様書等を確認する。

#### ④ 運営・維持管理モニタリング

##### (ア) 定期

市は、事業契約書及び要求水準書等に定める運転管理マニュアル等のとおり運営・維持管理業務が行われているか否かについて、各種報告書及び施設への立入検査等により四半期毎に業務の実施状況を確認する。

##### (イ) 随時

市は、必要と認める場合には、運営・維持管理業務遂行について確認を行う。

### 2) 財務状況の確認(財務状況モニタリング)

市は、財務状況について、事業契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。また、市と必要と認める場合には、随時モニタリングを行う。

#### ① 財務状況モニタリング

事業者は、毎事業年度、会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後 3 か月以内に市に提出する

市は、当該計算書類を受領後、財務状況の健全性について確認を行う。

### 3) 性能未達の場合における措置

市は、モニタリング行った結果、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準を満足することができないと判断した場合は、事業契約書の規定に従い、事業者に対し改善措置の勧告や整備・運営委託料の減額等の措置を取るものとする。詳細は事業契約書(案)を参照のこと。



#### 4) モニタリングの結果の公表

市は、モニタリング行った結果について、結果を公表することにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある事項を除き公表を行うものとする。詳細は、事業契約書（案）を参照のこと。

### (12) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は、特に想定していない。

### (13) 財政上及び金融上の支援に関する事項

#### 1) 国庫補助金等の取り扱い

本施設については、環境省の「循環型社会形成推進交付金事業」の「エネルギー回収施設(高効率原燃料回収施設)」として、国庫交付金の交付対象施設となる見込みである。

#### 2) 建設一部払金の支払い

建設費の一部について、市が環境省の「循環型社会形成推進交付金」の受給や一般廃棄物処理事業債を起債すること等により調達し、設計・施工期間に建設一部払金として事業者を支払う。算定方法の詳細は別紙2を参照のこと。

#### 3) その他の支援に関する事項

市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて支援を行う。

また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市と事業者の協議により対応を図っていくものとする。

### (14) 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

#### 1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に定める具体的措置に従うものとする。

#### 2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、旭川地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 9 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### (1) 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

### (2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

#### 1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市は、事業契約書の定めに従い、事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるとともに、事業契約を解除することができるものとする。

なお、その他の対応方法については、事業契約書において定める。

#### 2) 市の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。

#### 3) その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

市及び事業者は、事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じるものとする。

### (3) 金融機関と市の協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、事業者に対し資金供給を行う金融機関と協議を行い、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を結ぶ予定である。

## 10 提出書類

### (1) 入札説明書等に関する質問の際の提出書類

入札説明書等に関して、質問がある場合には、以下の書類1枚につき1項目とし、簡潔に取りまとめて1部提出すること。

- 1) 質問書 (様式1-1)

### (2) 参加資格審査時の提出書類

参加表明書及び参加資格審査書等は、3部(正本(押印したもの)1部、副本(正本の写し)2部)提出すること。また、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- 1) 参加表明書 (様式2-1)

- ① グループ構成員及び協力会社一覧表 (様式2-2)

- ② 事業実施体制 (様式2-3)

- ③ 委任状 (様式2-4)

- 2) 参加資格審査書 (様式2-5)

参加資格審査書とあわせて、以下の各書類について提出対象となる構成員及び協力会社は提出すること。

書類名		提出対象者
A	建築物の設計にあたる者の一級建築士事務所登録を証明する書類	該当企業
B	建築物の工事監理にあたる者の一級建築士事務所登録を証明する書類	該当企業
C	建築物の建設にあたる者の経営事項審査結果通知書の写し	該当企業
D	建築物の建設にあたる者の特定建築業(建築一式工事)許可を証明する書類	該当企業
E	プラントの建設にあたる者のメタン発酵設備の5(1)2)④(イ)の実機納入実績(1件)又は実証機設置実績(1件)を証明する書類(契約書の写し等) (なお、当該実績を証明するにあたり、企業の合併、分社化、技術提携等により実績を有する者と入札参加者の名称が異なる場合、その実績が、入札参加者に移行あるいは引き継がれていることを証明する書類も提出すること。)	該当企業

F	Eの施設での運転において、安定した運転実績と環境法令要件等を満足していることを証明する書類 (実機においては、当該施設の管理責任者の証明書、あるいは、第三者機関の評価書等。様式集の参考様式1参照。実証機においては、実機の証明等に相当するもの。)	該当企業
G	プラントの建設にあたる者のメタン発酵設備の5(1)2)④(ウ)の基準に適合することを証明する技術資料及び技術を保証する資料	該当企業
H	性能指針に適合する技術資料及び技術を保証する資料	該当企業
I	プラントの運営及び維持管理にあたる5(1)2)⑤(イ)の技術者の実績を証明する書類(ただし、Eの施設でない場合は、E、Fに相当する資料を提出すること。様式集の参考様式2参照。)又は技術者養成計画書(様式集の参考様式3参照。)	該当企業
J	経営状況を確認できる書類 (直近3年間の損益計算書、貸借対照表)	構成員全て、5(1)2)①から⑤の業務を担う協力会社
K	会社概要	構成員、協力会社全て

### (3) 参加資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類

入札参加を希望した者が、参加資格審査通過通知受領後に、入札参加を辞退しようとする場合には、以下の書類を1部提出すること。

- 1) 入札辞退届 (様式3-1)

### (4) 入札時の提出書類

入札時に提出する提案書類は、以下のとおりである。

#### 1) 入札書

入札書は、入札価格内訳書とあわせて、1部提出すること。

- ・ 入札書 (様式4-1)
- ・ 入札価格内訳書 (様式4-2)

#### 2) 事業提案書

事業提案書等は、8部(正本(押印したもの)1部、副本(正本の写し)7部)提出すること。また、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ・ 事業提案書 (様式5-1)
- ・ 事業提案書一覧表(図面を除く) (様式5-2)

## ① 設計・建設業務提案書

- ・ 設計・建設業務提案書 表紙 (様式 6-1)
- ・ 施設概要 (様式 6-2)
- ・ 主要設備・機器概要 (様式 6-3)
- ・ 平面・断面計画 (様式 6-4)
- ・ 構造計画 (様式 6-5)
- ・ 防災計画 (様式 6-6)
- ・ 仕上・色彩計画 (様式 6-7)
- ・ 施設全体計画 (様式 6-8)
- ・ 動線計画 (様式 6-9)
- ・ 構内道路、植栽、外柵等の周辺地域への配慮の考え方 (様式 6-10)
- ・ 緑化計画 (様式 6-11)
- ・ 景観に関する考え方 (様式 6-12)
- ・ 建設工事工程表 (様式 6-13)
- ・ 工事管理計画 (様式 6-14)
- ・ 処理システムの性能に関する説明書等 (様式 6-15)
- ・ 処理対象物受入計画 (様式 6-16)
- ・ 設備・機器等の安全対策等 (様式 6-17)
- ・ 処理対象物の量変動への対応 (様式 6-18)
- ・ 処理対象物の質変化への対応 (様式 6-19)
- ・ 処理対象物の受入れとその前処理に関する考え方 (様式 6-20)
- ・ 物質収支計画 (様式 6-21)
- ・ 使用する用役とその使用量に関する考え方 (様式 6-22)
- ・ 建設時の地域経済への貢献に関する考え方 (様式 6-23)

## ② 運營業務提案書

- ・ 運營業務提案書 表紙 (様式 7-1)
- ・ 運営人員体制 (様式 7-2)
- ・ 運営計画 (様式 7-3)
- ・ 運転管理計画 (様式 7-4)
- ・ 安全・衛生対策 (様式 7-5)
- ・ 緊急時の対応に関する考え方 (様式 7-6)
- ・ 住民対応、周辺地域への配慮、情報提供に関する考え方 (様式 7-7)
- ・ 見学者対応計画 (様式 7-8)
- ・ 環境保全対策 (様式 7-9)
- ・ 地球環境への配慮に関する考え方 (様式 7-10)
- ・ 市の施策への協力に関する考え方 (様式 7-11)

- ・回収エネルギー活用計画 (様式 7-12)
- ・副生成物活用計画 (様式 7-13)
- ・余剰エネルギー活用計画 (様式 7-14)
- ・管理運営時の地域経済への貢献に関する考え方 (様式 7-15)
- ・附帯事業実施計画書 (様式 7-16)

### ③ 維持管理業務提案書

- ・維持管理業務提案書 表紙 (様式 8-1)
- ・保全管理計画 (様式 8-2)
- ・長期修繕（設備更新）計画（15年） (様式 8-3)
- ・主要機器の耐用年数 (様式 8-4)
- ・日常点検、定期点検、法定点検（適用法令名含む）計画 (様式 8-5)
- ・測定・試験実施計画 (様式 8-6)
- ・備品、消耗品及び予備品等の管理計画 (様式 8-7)

### ④ 事業計画等提案書

- ・事業計画提案書 表紙 (様式 9-1)
- ・事業実施方針 (様式 9-2)
- ・採用技術の実績及び信頼性に対する考え方 (様式 9-3)
- ・整備費内訳書 (様式 9-4)
- ・運営・維持管理費内訳書 (様式 9-5)
- ・事業実施体制 (様式 9-6)
- ・資金計画 (様式 9-7)
- ・リスク対応計画 (様式 9-8)
- ・事業収支計画に関する考え方 (様式 9-9)
- ・事業収支計算書 (様式 9-10)
- ・資金管理計画 (様式 9-11)
- ・キャッシュフロー計算書 (様式 9-12)
- ・整備・運営委託料設定の考え方 (様式 9-13)
- ・整備・運営委託料支払い予定表（年度毎） (様式 9-14①)
- ・整備・運営委託料支払い予定表（四半期毎） (様式 9-14②)
- ・その他収入計画の考え方 (様式 9-15)
- ・その他収入計算書 (様式 9-16)
- ・融資確約書 (様式任意)

### ⑤ 設計資料等

- ・設計資料 表紙 (様式 10-1)

- ・設計基本数値計算書 (様式 10-2)
- ・プロセスの説明 (様式 10-3)
- ・プラント運転条件 (様式 10-4)
- ・主要機器類メーカーリスト (様式 10-5)
- ・主要機器仕様書 (様式 10-6)
- ・土木・建築工事仕様 (様式 10-7)

## ⑥ 提案図書

- ・提案図書 表紙 (様式 11-1)
- ・提案図書一覧表 (様式 11-2)
- ・面積表 (様式任意)
- ・内外装仕上表 (様式任意)
- ・施設全体配置計画図及び動線計画図 (様式任意)
- ・建築一般図 (各階平面図、立面図、断面図、矩型図及び各詳細図) (様式任意)
- ・展開図 (各要各室) (様式任意)
- ・外構計画図 (様式任意)
- ・外観透視図 (外観パース) (様式任意)
- ・内観透視図 (建物内部完成予想図) (様式任意)
- ・機器配置図\* (各階平面図、立面図、断面図及び詳細図) (様式任意)
- ・システムフロー図 (様式任意)
- ・電気設備主回路単線系統図 (様式任意)
- ・部分詳細図 (説明図) (様式任意)
- ・その他説明図 (様式任意)

\* : 機器配置図と建築一般図は兼用を可とする。

## 11 提案書作成要領

### (1) 一般的事項

各提出書類を作成するにあたり、特に市からの指示がない限り、以下の項目に留意すること。

#### 1) 言語、通貨及び単位

各提案書類に用いる言語は、日本語とし、全て横書きとする。また、通貨は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

#### 2) 使用する用紙のサイズ等

図書のサイズは、表紙を含め、各規定様式を使用し、特に指定のない限り、日本工業規格「A4版」縦置き横書き片面を標準とする。ただし、図面は「A3版」を標準とする。

#### 3) 電子データ

事業提案書の電子データを保存するアプリケーションソフトは、Microsoft Word（2000以上）あるいはMicrosoft Excel（2000以上）（いずれもWindows対応）とする。

#### 4) 会社名の記入

事業提案書には、応募企業又は応募グループの代表企業名を記入すること。

#### 5) その他事業提案書に関する共通事項

- ・明確かつ具体的に記述すること
- ・分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用すること
- ・製本する際は、特に指定のない限り、表紙のサイズにあわせること。
- ・ページ数は、規定しているものを除き原則として自由とするが、できる限り簡潔にまとめること。なお、ページが複数にわたる場合は、次の例示のように各項目の右端に通し番号をつけること。

例) (様式6-2)

#### 設計・建設等事業提案書

施設概要	1 / 2
------	-------

- ・事業提案書の提出の際に、図面を除く提案様式が全て保存されているDVD-ROM CD-ROM一式を提出すること。なお、Microsoft Excelで作成する様式については、関数及び計算式等を残したまま提出すること。



- ・入札時の提出書類は、「入札書」、「事業提案書等」、「提案図面」の3つに分けて提出すること。提出方法について「入札書」は（3）を、「提案図面」は（9）を参照し、「事業提案書等」については、次のとおりとする。

## **(2) 参加表明書及び参加資格審査書等**

参加表明書及び参加資格審査書等の提出にあたり、以下の項目に留意すること。

- ・10（2）に示されている指定の様式あるいは書類を必要部数作成し、表紙を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じること。
- ・様式の指定のない書類については、10（2）で示した書類との整合ができるように書類番号とタイトルを資料につけること。
- ・各様式に準じて作成する提出書類で使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上で作成すること（資格を証する書類の写し等を除く）。
- ・5（1）2）①から⑤の資格要件が必要となる応募企業、応募グループの構成員又は協力会社は、グループ構成員及び協力会社一覧に稚内市競争入札参加資格の登録番号を記入すること。

## **(3) 入札書**

### **1) 入札書(様式4-1)**

入札書を作成するにあたり、以下の項目に留意すること。

- ・入札書は封筒に入れ、封印して提出すること。
- ・入札書には、入札参加者（応募グループの場合は代表企業名）を記入し、押印すること。
- ・封筒の表には、必ず入札参加者名を記載すること。
- ・入札価格は、事業期間における整備・運営委託料を単純に合計した金額を記載すること。
- ・入札価格内訳書（様式4-2）、事業収支計算書（様式9-10）、整備・運営委託料支払い予定表（様式9-14）との整合に留意すること。
- ・金利及び物価は現行水準（事業期間一定）で算出し、金利の増減、物価の増減については、考慮しないこと。
- ・入札価格には、消費税及び地方消費税は加えないこと。

### **2) 入札価格内訳書(様式4-2)**

- ・入札価格は、整備・運営委託料支払い予定表（様式9-14）の数値と整合を図りながら、建設一時払金、運営期間毎年度の整備割賦払金及び運営委託料を合計して算出すること。
- ・算出される入札価格は、入札書（様式4-1）に記載されている金額と必ず一致する

こと。

- ・毎年度の整備・運営委託料を、4%の割引率で平成21年度の現在価値に換算するとともに、その合計額を算定すること。
- ・運営委託料の「処理単価」は、百円単位とする。

#### **(4) 設計・建設業務提案書**

設計・建設業務提案書を作成するにあたり、以下の項目に留意すること。

- ・事業計画等提案書との整合性に留意すること。
- ・各様式に記載されている指示に従い作成すること。

#### **(5) 運營業務提案書**

運營業務提案書を作成するにあたり、以下の項目に留意すること。

- ・事業計画等提案書との整合性に留意すること。
- ・各様式に記載されている指示に従い作成すること。

#### **(6) 維持管理業務提案書**

維持管理業務提案書を作成するにあたり、以下の項目に留意すること。

- ・事業計画等提案書との整合性に留意すること。
- ・各様式に記載されている指示に従い作成すること。
- ・事業期間中に必要となる本施設の修繕及び設備更新について、長期修繕（設備更新）計画書（様式8-3）に具体的かつ詳細に記入すること。なお、計画書については、Microsoft ExcelにてA3ヨコで作成し、計算式及び関数がわかる形でDVD-ROM若しくはCD-ROMに保存の上、提出すること。このとき、運営・維持管理費内訳書（様式9-5）の補修費と整合を図ること。

#### **(7) 事業計画等提案書**

##### **1) 整備費内訳書(様式9-4)**

設計・建設工事に係る費用の算定にあたり、次の事項に留意すること。

- ・物価変動、消費税及び地方消費税については考慮しないものとする。
- ・整備費内訳書（様式9-4）、運営・維持管理費内訳書（様式9-5）、事業収支計算書（9-10）、キャッシュフロー計算書（9-12）、整備・運営委託料支払い予定表（様式9-14）、その他収入計算書（様式9-16）については、Microsoft ExcelにてA3ヨコで作成し、計算式及び関数がわかる形でDVD-ROM若しくはCD-ROMに保存の上、提出すること。

## 2) 運営・維持管理費内訳書(様式9-5)

運営維持管理に係る費用の算定にあたり、次の事項に留意するとともに、各費用の条件について留意すること。

- ・算定の前提となる年間処理量は、処理対象物受入計画(様式6-16)と整合を図ること。
- ・事業年度1年間の費用を記入すること。
- ・提案内容に応じて記入欄は追加することとし、できる限り詳細に記入すること。また、その算定根拠についても明示すること。
- ・物価変動、消費税及び地方消費税については考慮しないこと。

### ① 人件費

- ・事業実施体制(様式9-6)及び運営人員体制(様式7-2)に記載の内容と整合のとれたものとする。
- ・年度毎に役割別の人件費を記入すること。
- ・算定根拠には、各役割の人員数と一人あたり単価を記入すること。

### ② 補修費

- ・本施設の維持管理に係る費用のうち、補修、修繕等に係る費用について計上する。
- ・長期修繕(設備更新)計画書(様式8-3)と整合のとれた内容とする。

### ③ 用役費(電気、ガス、水道、下水道、燃料、薬品、副資材等)

- ・設計基本数値計算書(様式10-2)等の用役収支に対応させた費用とする。
- ・電気、ガス、水道、下水道については、基本料金と変動費に分けて記入すること。
- ・薬品、副資材等については、それぞれの費用を細目に分けて計上すること。
- ・用役欄が不足している場合は、適宜追加して記入すること。

### ④ 運搬費

- ・残渣(副生成物)を有効活用する際に要する費用及び残渣、処理不適合物を最終処分場で埋立処理する際に要する費用を計上する。
- ・回収ガス等を有効活用する際に費用を要する場合は、細目に記載の上、費用を計上する。
- ・回収エネルギー活用計画(様式7-12)、副生成物活用計画(様式7-13)、余剰エネルギー活用計画(様式7-14)と整合を図る。

### ⑤ 試験測定費

- ・測定・試験実施計画(様式8-6)の内容と整合を図る。
- ・試験測定に要する費用を具体的に計上すること。

### ⑥ 保守点検費

- ・日常点検、定期点検、法定点検計画(様式8-5)の内容と整合を図る。
- ・保守点検に要する費用を具体的に計上すること。

### ⑦ SPC事務経費

- ・運営計画（様式7-3）の内容等を踏まえ、本事業におけるSPCの運営等に必要な経費について具体的に計上すること。

### ⑧ 保険料

- ・リスク対応計画（様式9-8）に記述されている保険内容と整合を図り、保険毎に保険額を計上すること。

### ⑨ その他必要と考える費用

- ・上記費用の他に、必要と考える費用について具体的に計上すること。
- ・附帯事業については、事業者の責任と費用において行われるものであることから、計上することはできない。

## 3) 資金計画(様式9-7)

### ① 整備費の調達内訳

- ・整備費の調達内容について、「建設一時払金」「外部借入」、「出資金」、「その他調達」に分け、その内容を記入する。
- ・整備費の総額は、整備費内訳書（様式9-4）の数値と整合を図る。

### ② 外部借入等について

- ・外部借入等について、その内訳がわかるように借入先別に借入条件を記入する。
- ・借入条件には、借入時期、借入期間、金利、見直時期、返済条件等を記入する。
- ・借入先には、現在検討している金融機関についても具体的に記入する。

### ③ 出資金について

- ・出資金について、その内訳がわかるように出資者、出資金額、出資比率、出資者の役割及び配当の考え方等を記入する。
- ・出資金明細表の記入にあたっては下記の事項に留意すること。
  - －出資者は、全て構成員であること。
  - －最大出資比率の構成員は、資格要件を満たす実績を有し、本事業の建築物の建築にあたる者又はプラントの建設にあたるものであること。ただし、最大出資者は同率で複数あってもよいものとする。

### ④ その他調達方法

- ・その他、資金調達方法として検討している手法があれば記入する。

### ⑤ 金利変動に伴う整備割賦払金の改定

- ・整備割賦払金の算定根拠となる基準金利に上乘せするスプレッドを記入する。
- ・その算出根拠を記入する。
- ・基準金利設定の詳細については、整備・運営委託料について（別紙1）を参照のこと。
- ・提案内容により必要な項目、記入欄等は適宜追加してもよい。
- ・物価変動、消費税及び地方消費税については考慮しないこと。

#### ⑥ 建設一時払金計算書(様式9-7-1)

- ・整備費のうち、循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて算定される国庫補助金等算定の対象費用(補助対象事業費)と対象外費用(補助対象外事業費)を記入する。
- ・別紙2の算定方法に基づき、国庫補助金、地方債額、事業者負担の各金額を算定する。また、出来高に応じた年度別の金額もあわせて算出する。
- ・物価変動、消費税及び地方消費税については考慮しないこと。
- ・建設一時払金の算定は、資金調達計画にも大きく影響を及ぼすことから十分留意すること。

#### 4) 事業収支計算書(様式9-10)

事業収支計画書の作成にあたり、物価変動、金利変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。

##### ① 損益計算書

###### i) 営業収入

- ・建設一時払金については、建設一時払金計算書(様式9-7-1)と整合を図る。
- ・整備割賦払金及び運営委託料については、整備・運営事業支払い予定表(様式9-14)と整合を図る。
- ・運営委託料は、固定費と変動費に分けて記入すること。
- ・余剰エネルギーや副生成物の売却等によるその他収入については、その他収入計算書(様式9-16)と整合を図ること。

###### ii) 営業費用

- ・「人件費」、「補修費」、「用役費」等、運営及び維持管理に要する費用については、運営・維持管理費内訳書(様式9-5)と整合を図ること。
- ・「その他」については、「割賦原価」等、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。

###### iii) 営業外収入

- ・「営業外収入」については、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。
- ・「営業外費用」の「支払金利」については、資金計画(様式9-7)の外部借入の金利と一致させること。これ以外で、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。

###### iv) 法人税等

- ・法人税等、算出にあたって必要な数値等は、入札参加者が適当と考えるものを使用して算出すること。

###### v) その他

- ・「配当」には、資金計画(様式9-7)で示した配当性向との整合を図ったうえで、

配当額を計上すること。

- ・収入、費用項目については、適宜追加の上記入すること。
- ・他の様式と関連ある項目の数値は整合性をとって記入すること。また、諸経費、内部留保金運用益、その他項目等の他の様式に関連のないものについては、算出根拠を別紙として記入すること。

## ② 資金収支計画書

- ・「資金調達」及び「資金需要」の内訳については、既に表示しているものに加えて、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。
- ・記入する金額は、上記の①損益計算書とキャッシュフロー計算書（様式9-12）との整合を図ること。

## 5) キャッシュフロー計算書(様式9-12)

「キャッシュインフロー」及び「キャッシュアウトフロー」の内訳については、既に表示しているものに加えて、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。

- ・記入する金額は、事業収支計算書（様式9-11）との整合性を図ること。
- ・「配当」には、資金計画（様式9-7）で示した配当性向との整合を図ったうえで、配当額を計上すること。
- ・評価対象であるプロジェクトIRR、LLCR、DSCR、（年度毎、最小値、平均値）を計算して記入すること。
- ・物価変動、金利変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。
- ・現在価値に換算する際に用いる割引率は4%とする。

## 6) 整備・運営委託料支払い予定表(様式9-14)

整備・運営委託料支払い予定表の作成にあたり、物価変動、金利変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。また、整備割賦払金及び運営委託料を合計した金額を現在価値に換算すること。

### ① 建設一時払金

- ・整備・運営委託料について（別紙1）及び建設一時払金の算定について（別紙2）の考え方に基づき算定すること。
- ・建設一時金計算書（様式9-7-1）と整合性を図り、年度毎に計上すること。

### ② 整備割賦払金(割賦代金算定方法)

- ・整備・運営委託料について（別紙1）の考え方に基づき整備割賦払金を算定すること。
- ・割賦元金に対する割賦金利を計上する。
- ・金利計算は、基準金利に入札参加者が提案するスプレッドを上乗せした金利を基に算定すること。このとき、資金計画（様式9-7）の考え方と整合を図ること。
- ・提案の前提となる基準金利は、平成21年4月1日の東京時間午前10時にテレレート

17143 頁に発表された TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6 か月 LIBOR ベース 15 年物（円—円）金利スワップレートである 1.577%とする。

- ・金額は、様式 9-14①には年度毎に計上し、様式 9-14②には（別紙 1）に定める算定方法に従い四半期毎に計上すること。

### ③ 運営委託料

- ・運営・維持管理業務を行う対価として市より支払いを希望する金額を運営委託料として算出する。このとき、運営・維持管理に係る各費用を基に算定することとし、運営委託料の算定根拠と併せて示すこと。
- ・固定費は「人件費相当分」、「用役費のうち電気、ガス、水道、下水道の基本料金相当分」、「それらを除いた固定費分」に分けること。このとき「それらを除いた固定費分」については、できる限り（ただし「補修費」は必須。）その内訳を明示すること。
- ・変動費は、処理対象物 1 トンあたりの処理単価を示すこと。
- ・変動費の算定にあたり、年間処理量は処理対象物受入計画（様式 6-16）に記載した処理対象物受入量を基準として提案することとする。
- ・補修費相当分については、次の点に留意した上で委託料を算定すること。
  - 施設の運営期間中に生じる修繕及び設備更新等に要する費用も、原則として運営委託料を構成する年間の補修費に含め、毎年度一定額を支払う。
  - 実際の補修費が年間の計画補修費と異なった場合においても、原則として運営委託料の変更は行わない。
- ・金額は、様式 9-14①には年度毎に計上し、様式 9-14②には（別紙 1）に定める算定方法に従い四半期毎に計上すること。
- ・各運営委託料の処理単位の「トン」は、小数点以下第 3 位を四捨五入し第 2 位までとする。また「処理単価」は百円単位とする。

## 7) その他収入計算書(様式 9-16)

- ・余剰エネルギーの売却によって、得られる収入を計上すること。このとき、収入見込みの算定に用いた単位量あたりの売却単価を明示すること。
- ・副生成物活用計画（様式 7-13）と整合を図りながら、副生成物の有効活用により、得られる収入を計上する。このとき、収入見込みの算定に用いた単位量あたりの売却単価を明示すること。
- ・事業収支計算書（様式 9-10）のその他の収入と整合性を図ること。
- ・必要に応じて、その他の上記収入以外の提案がある場合、その収入を計上すること。

## (8) 設計資料等

設計資料の提出にあたり、以下の項目に留意すること。

- ・関連する資料との整合性に注意すること。

- ・様式の指定のあるものについては、様式に従って記入すること。様式の指定のないものについては、自由な様式とし、わかりやすくまとめること。
- ・必要に応じて説明を添えること。

## (9) 提案図面等

提案図面の作成にあたり、以下の項目に留意すること。

- ・指定の様式あるいは書類を必要部数作成し、様式 11-1 の表紙（A3版）を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じること。
- ・提案図面の一覧を様式 11-2 の様式に従い作成すること。
- ・様式の指定のない書類については、様式 11-2 で示した書類との整合ができるように書類番号とタイトルを資料に付けること。
- ・各図面に枚数制限はない。
- ・図面のサイズは「A3版」を標準とするが、提案内容の確認が困難である場合には、協議により「A2版」とすることがある。



## 12 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### (1) 情報公開及び情報提供

本事業の実施に関する情報提供は、ホームページを通じて行う。

### (2) 問合せ先

稚内市生活福祉部衛生課衛生グループ

〒097-8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号

電話 0162-23-6436 (直通)

FAX 0162-23-5960

メールアドレス [pfi2@city.wakkanai.hokkaido.jp](mailto:pfi2@city.wakkanai.hokkaido.jp)

ホームページ <http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/>

## 別添1 リスク分担表

### 1. 共通事項

リスク項目		リスクの内容		分 担		備 考
				市	事業者	
入札説明書リスク		1	入札説明書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○		
社会リスク	周辺住民等への対応	2	本施設の設置に対する周辺住民等の反対運動、要望による計画遅延、条件変更、操業停止、費用の増大等に関するもの	○		
		3	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○	
		4	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等		○	
	第三者賠償	5	上記以外のもの（ごみの搬入に関するもの等）	○		
		6	事業者が実施する業務に起因する、有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するもの		○	
	制度関連リスク	政治	7	政策方針の変更による操業の中止、費用の増大に関するもの	○	
法制度（税制度含）		8	本事業の施設整備、運営・維持管理に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○		
		9	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		○	
許認可取得		10	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○	
補助金等		11	事業者の事由により予定されていた補助金額が交付されない場合		○	
		12	その他の事由により予定されていた補助金額が交付されない場合	○		
マーケットリスク	資金調達	13	当該事業に必要な資金の確保に関するもの		○	
	金利変動	14	契約締結から（最初の）基準金利決定日までの金利変動による事業者の経費増減によるもの	○		
		15	基準金利決定日以降の金利変動による事業者の経費増減によるもの		○	但し期間中に基準金利の見直しを実施
	物価変動	16	急激な物価変動（インフレ、デフレ）に伴う事業者の経費の増減によるもの	○		
		17	一定の範囲内の物価変動に伴う事業者の経費の増減によるもの		○	
不可抗力リスク	不可抗力	18	天災等大規模な災害及び暴動等予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断若しくは契約解除等の原因と成りうるもの	○		
債務不履行リスク		19	事業者の事業放棄、事業破綻によるもの、事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等		○	
		20	市の債務不履行、支払遅延、当該事業が不要になった場合等	○		

注：○は主分担

## 2. 計画段階

リスク項目		リスクの内容		分担		備考
				市	事業者	
設計リスク	設計	21	市の提示条件、指示の不備、市の要求に基づいた変更によるもの	○		
		22	事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○	
	測量、調査	23	市が実施した測量、調査に関するもの	○		
		24	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○	
	建設着工遅延	25	市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○		
		26	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○	

注：○は主分担

## 3. 建設段階

リスク項目		リスクの内容		分担		備考
				市	事業者	
建設リスク	用地	27	地中障害物やその他予見できない事項に関するもの	○		
	工事費増加	28	市の提示条件の不備及び指示による工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの	○		
		29	事業者の事由による工事費の増大に関するもの		○	
	工事遅延	30	市が実施した測量、調査に関するもの	○		
		31	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○	
	試運転・性能試験	32	試運転・性能試験に要するごみの供給等に関するもの	○		
		33	試運転・性能試験の結果、契約で規定した要求性能の不適合によるもの		○	

注：○は主分担

#### 4. 運営・維持管理段階

リスク項目		リスクの内容		分担		備考
				市	事業者	
運営・維持管理施リスク	計画変更	34	市の事由による事業内容、用途の変更に関するもの	○		
	運営・維持管理費用	35	事業者の事由による運営・維持管理費用の増大に関するもの		○	急激な物価変動によるものは除く
	ごみの量及び質	36	搬入するごみ量に関するもの	○		計画値範囲内であれば事業者のリスク
		37	搬入するごみ質に関するもの	○		計画値範囲内であれば事業者のリスク
	施設瑕疵	38	事業期間中に施設の瑕疵が見つかった場合		○	
	施設・設備損傷	39	施設設計・施工に起因するもの		○	
		40	施設・設備の老朽化、劣化に起因するもの		○	
		41	運営不備に起因するもの		○	
		42	ごみ収集車に起因するもの	○		
		43	警備不備等による第三者の行為に起因するもの		○	想定できない第三者の行為によるものは市のリスク
	性能	44	契約で規定した要求性能の不適合によるもの		○	
	不適物処理	45	分別された不適物の最終処理に関するもの	○		最終処理施設への搬出を除く
		46	分別された不適物の搬出及び保管に関するもの		○	
ごみ受入制約時の対応	47	事業者の事由による施設処理不能のため、ごみの受入が制約された場合における市の増加費用の負担に関するもの		○		

注：○は主分担

#### 5. 契約終了段階

リスク項目		リスクの内容		分担		備考
				市	事業者	
施設退去	48	契約終了にあたり本施設からの退去により発生する費用に関するもの		○		

注：○は主分担

## 別紙 1 整備・運営委託料について

### 1. 整備・運営委託料の構成について

#### (1) 整備・運営委託料の構成

事業者が実施する設計・建設業務に相当する対価は、市との契約に基づき支払われる「建設一時払金」と「整備割賦払金」で構成される。

また、運営・維持管理業務に相当する対価は、市との契約に基づき支払われる「運営委託料」と事業者自らの裁量により得られる「その他の収入」で構成される。

「建設一時払金」、「整備割賦払金」及び「運営委託料」を総称して「整備・運営委託料」という。(下表参照)

表 事業者の収入及び整備・運営委託料の構成

業務名	事業者収入		収受方法	備考
設計・建設業務	整備・運営委託料	建設一時払金	建設期間に事業年度毎に出来高払い	・国庫補助金等及び起債により調達 ・物価変動による改定あり
		整備割賦払金	運営期間中に四半期毎に支払い	・金利変動による改定あり
運営委託料(固定費)		運営期間中に四半期毎に支払い	・物価変動による改定あり ・減額措置あり	
運営委託料(変動費)		運営期間中に四半期毎処理量に応じて支払い(ただし、処理量の変動による委託料の調整は、第4四半期で実施)	・物価変動による改定あり	
運営・維持管理業務	その他収入		各需要者より	収入対象物 ・余剰エネルギー ・副生成物 等

#### (2) 設計・建設業務

##### 1) 設計・建設業務に係る費用(整備費)

本施設の設計・建設業務の対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。

- ア. 設計費
- イ. 土木建築工事費

- ウ. プラント工事費
- エ. 工事監理費
- オ. インフラ整備費（電気、ガス、水道、下水道、電話）
- カ. 自然エネルギー活用対策費
- キ. 環境影響調査費
- ク. 計器、備品等調達費
- サ. 各種調査・対策費
- シ. 各種手続・申請費
- ス. 建中金利
- セ. 開業費
- ソ. 金融手数料
- タ. その他必要な費用

## 2) 建設一時払金

建設一時払金は、市が国庫補助金等及び起債等により調達し、建設期間にわたり出来高に応じて年度毎に支払われる。また、著しい物価変動があった場合、事業契約書（案）第21条第1項を適用する。

なお、算定方法については、別紙2を参照すること。

## 3) 整備割賦払金

整備割賦払金は、次のAとBを合算した額であり、設計・建設業務を行うことに対して市が事業者を支払うものとする。

A 整備費から建設一時払金を控除した額（割賦元金）

B 割賦元金を元本として、事業者が提案する支払金利により60回の元利均等返済方式で算出される金利支払額（割賦金利）

### ① 算定方法

割賦元金を60回で元利均等払いする額。

### ② 支払金利

支払金利は、基準金利と事業者が提案するスプレッドの合計とし、基準金利は、共同通信社より東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE6か月LIBORベース15年物（円-円）金利スワップレートとする。

基準金利設定は、平成24年4月2日（月）に行うものとする。

また、本事業では、基準金利の見直しを改定の基準日である平成34年4月3日（月）に行うものとする。

なお、提案価格における基準金利は、平成21年4月1日の基準金利とする。

### (3) 運営・維持管理業務

#### 1) 運営・維持管理業務に係る費用(運営費)

本施設の運営・維持管理業務の対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。

- ア. 人件費
- イ. 補修費
- ウ. 用役費（電気、ガス、水道、下水道、薬品、副資材 等）
- エ. 運搬費
- オ. 試験・測定費
- カ. 保守点検費
- キ. S P C 事務経費
- ク. 保険料
- ケ. その他必要と考える費用

#### 2) 運営委託料

運営委託料は、事業者が本施設の運営及び維持管理業務を行うことに対して市が支払う委託料とする。なお、運営委託料は「固定費」と「変動費」の2つに大別する。

##### ① 固定費

「固定費」は、処理する処理対象物の量の変動にかかわらず、事業を運営及び維持管理する上で、固定的に要する費用である。該当する費用は次のとおりとする。

- ア. 人件費
- イ. 補修費
- ウ. 用役費のうち電気、ガス、水道、下水道の基本料金部分
- エ. 試験・測定費
- オ. 保守点検費
- カ. S P C 事務経費
- キ. 保険料
- ク. その他必要と考える費用

##### ② 変動費

「変動費」は、処理する処理対象物の量の変動により増減する本施設の運営及び維持管理に係る費用である。その内訳は次のとおりとする。

- ア. 用役費のうち電気、ガス、水道、下水道の基本料金部分を控除した費用
- イ. 運搬費
- ウ. その他必要と考える費用

### ③ 算定方法

第1四半期から第3四半期の費用については、処理対象物を実際に処理した量（以下「実績処理量」という。）にかかわらず、当該年度に予定される処理量（以下「計画処理量」という。）の4分の1を、事業者より提案された処理対象物1トンあたりの処理単価（以下「処理単価」という。）に乗じて算定を行う。一方、第4四半期の費用については、処理単価に当該年度の実績処理量に乗じて、処理対象物処理費を確定した上で、第1四半期から第3四半期の費用を控除した調整額により算定する。

なお、変動費算定の前提となる年間処理量は、処理対象物受入計画（様式6-16）で提案した量とする。ただし、算定の対象となる処理量は、投入量ではなく計量機での計測値とする。

## 2. 整備・運営委託料の支払い

市は、事業者に対し「建設一時払金」、「整備割賦払金」「運営委託料」を、市と事業者との間で締結する事業契約書の規定に基づき支払うものとする。

### (1) 建設一時払金

建設期間（平成22年度から平成23年度まで）の各年度末に、建設工事等の竣工に係る検査が完了した場合、速やかに市に請求書を提出する。市は請求を受けた日から40日以内に事業者に対して建設一時払金を支払う。支払回数は、各年度1回とし、計2回支払う。

### (2) 整備割賦払金

事業者は、運営期間の各年度の7月1日以降（第1四半期相当分）、10月1日以降（第2四半期相当分）、1月1日以降（第3四半期相当分）及び4月1日以降（第4四半期相当分）に、市による四半期報告書の確認を得た後、速やかに市に請求書を提出する。市は、請求書を受けた日から30日以内に事業者に対して整備割賦払金を支払う。

支払回数は、毎年度4回とし、計60回支払う。なお、1回あたりに支払われる整備割賦金は、以下の算定式により算出される金額とする。

[算定式]

$$1 \text{ 回あたりの整備割賦払金} = \text{年度あたりの整備割賦払金} \times (1 / 4)$$

### (3) 運営委託料

市は、事業者の運営及び維持管理業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、運営委託料を支払う。

市は、事業者から四半期報告書の提出を受け、四半期（7月1日以降（第1四半期相当分）、



10月1日以降（第2四半期相当分）、1月1日以降（第3四半期相当分）及び4月1日以降（台4四半期相当分）に一度、業務状況の良否を判断し、業務報告書の受領後14日以内（閉庁日を除く）に事業者へモニタリングの結果を通知する。当該通知の後に事業者は、運営委託料の請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対して整備割賦払金とあわせて運営委託料を支払う。

支払回数は、各年度4回とし、計60回支払う。なお、1回あたりに支払われる運営委託料は、以下の算定式により算出される金額とする。

**[算定式]**

$$1 \text{ 回あたりの運営委託料} = \text{年度あたりの運営委託料} \times (1 / 4)$$

なお、運営委託料のうち、「変動費」については、提案の前提とした計画処理量と実績処理量が異なった場合、当該年度の第4四半期の「変動費」で清算するものとする。

注) 運営委託料の処理単位の「トン」は、小数点以下第3位を四捨五入し第2位までとする。  
また、「処理単価」は百円単位とする。

**(4) その他**

市が事業者に対して負担すべき追加費用の支払いは、運営委託料の増額をもって行うことができる。また、事業者が市に対して負担すべき追加費用の支払いは、運営委託料の減額をもって行うことができる。なお、損害賠償請求に関してはこの限りではない。

表 整備・運営委託料の支払いイメージ

			設計・建設業務		運営・維持管理業務		
	年度	期	建設一時払金	整備割賦払金	運営委託料 (固定費)	運営委託料 (変動費)	
設計・建設期間	平成 22 年度		出来高払い				
	平成 23 年度		出来高払い				
運営・維持管理期間	平成 24 年度	I		改定	固定	定額	
		II		定額	固定	定額	
		III		定額	固定	定額	
		IV		定額	固定	変動調整	
	平成 25 年度	I		定額	固定	定額	
		II		定額	固定	定額	
		III		定額	固定	定額	
		IV		定額	固定	変動調整	
	∴	∴		∴	∴	∴	
	平成 34 年度	I			改定	固定	定額
		II			定額	固定	定額
		III			定額	固定	定額
		IV			定額	固定	変動調整
	平成 35 年度	I			定額	固定	定額
		II			定額	固定	定額
		III			定額	固定	定額
		IV			定額	固定	変動調整
	∴	∴		∴	∴	∴	
	平成 38 年度	I			定額	固定	定額
		II			定額	固定	定額
III				定額	固定	定額	
IV				定額	固定	変動調整	

注) I : 第 1 四半期、II : 第 2 四半期、III : 第 3 四半期、IV : 第 4 四半期

## 別紙 2 建設一時払金の算定について

### 1. 国庫補助金等の対象費用

本施設は、環境省の「循環型社会形成推進交付金事業」の「高効率原燃料回収施設」として整備を行うものとしている。国庫補助金等の算定の対象となる費用は、本施設の整備に係る費用のうち、「循環型社会形成推進交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に示されている交付対象事業費（以下「補助対象事業費」という。）とする。詳細は交付要綱を参照の上、算定すること。

### 2. 建設一時払金算定の対象費用

建設一時払金の算定の対象となる費用は、前述の補助対象事業費と地方単独事業費に相当する費用（以下「補助対象外事業費」という。）及び用地関係費を併せたものとする。

### 3. 整備割賦払金算定の対象費用

整備割賦払金の算定の対象となる費用は、本施設の整備に係る費用全体とする。このとき、以下の要件に該当する費用は、補助対象事業費、補助対象外事業費及び用地関係費として認められない費用（以下「その他の事業費」として算出すること。

- (1) 一般廃棄物（生ごみ及び下水道汚泥）の処理に直接関係ない費用
- (2) 産業廃棄物（水産廃棄物）の処理に関する費用

なお、補助対象事業費及び補助対象外事業費か、その他の事業費かを判断しかねる費用については、「その他の事業費」として算定すること。

### 4. 建設一時払金の算定方法

#### (1) 交付金の交付率

本事業は、交付要綱別表 1 の第 4 項に規定する「高効率原燃料回収施設」の新設に係る事業であるため、交付金の交付率（以下「交付率」という。）は 2 分の 1 とする。

#### (2) 算定方法

建設一時払金及び事業者負担金の算定方法は次のとおりとする。なお、カッコ内の記号は図表の記号と対応する。

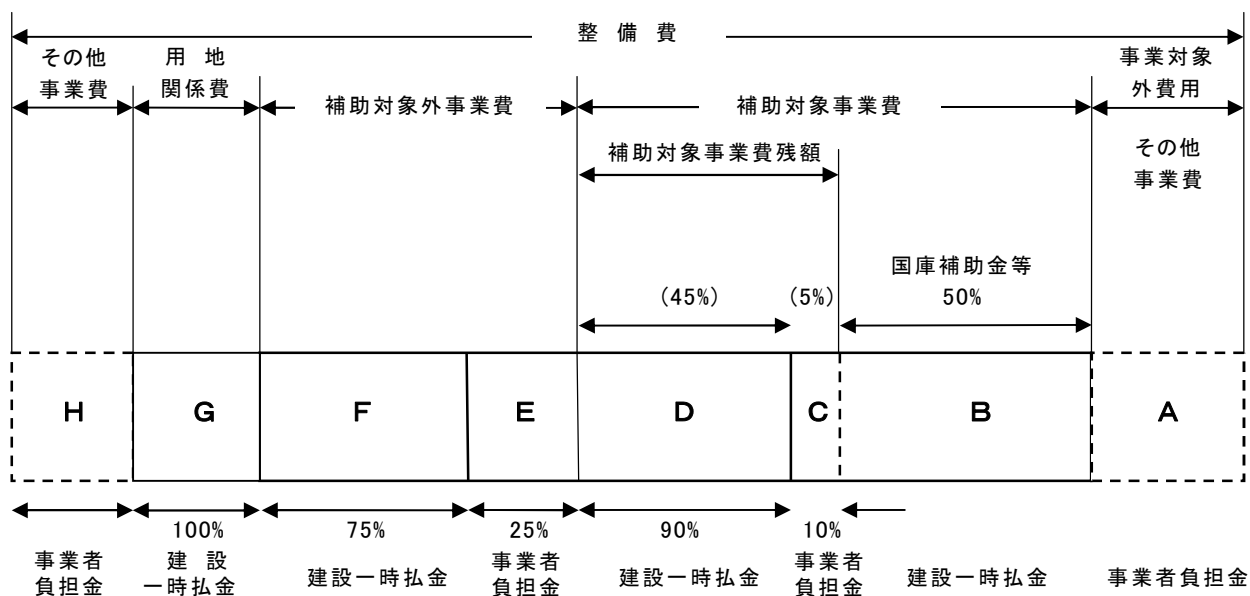
- ・「国庫補助金等」は、補助対象事業費に交付率を乗じて算定する。なお、交付要綱にも記載されているとり、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて算出するものとする。(B)
- ・「建設一時払金」は、国庫補助金等、補助対象事業費から国庫補助金等を控除した金額（以下「補助対象事業費残額」という。）の 90%、補助対象外事業費の 75% 及び用地関係費の合計額とする。(B、D、F、G)

なお、本施設は、一般廃棄物（生ごみ）に加えて、下水道汚泥及び水産廃棄物を処理

することとしているが、下水道汚泥は対象事業として取り扱われるが、水産廃棄物については、産業廃棄物として対象外事業として取り扱われることから、事業費から全処理対象物量中の当該水産廃棄物処理量を除外しなければならないことに留意すること（以下「事業対象外費用」という。）。

- ・「事業者負担金」は、事業対象外費用、補助対象事業費残の10%、補助対象外事業費の25%及びその他の事業費の合計額とする。これが、整備割賦払金の元金となる。（A、C、E、H）
- ・「建設一時払金」は、平成22年度から平成23年度にわたり年度毎の出来高に応じて支払われ、事業者負担金もそれに併せるものとする。

図表 建設一時払金の算定の考え方



注) 補助対象事業費残額のカッコ内の数値は補助対象事業費全体の中の比率

## 5. 計算例(参考)

### (1) 前提条件

① 総事業費	1,535,000 千円
② 産業廃棄物除外分	$500(t/年) \div 6,792(t/年) = 92.6\%$
③ 補助対象事業費	1,236,000 千円
④ 補助対象外事業費	170,000 千円
⑥ その他事業費	128,400 千円

### (2) 算定方法

上記前提条件をもとに算定すると以下のとおりとなる。

建設一時払金計算表

(単位:千円)

	金額	年度別内訳		備考
		平成22年度	平成23年度	
補助対象事業費分 ①	1,236,600	494,600	742,000	
国庫補助金等(循環型社会形成推進事業交付金) ④	618,300	247,300	371,000	①× 50% (国庫補助率)
地方債(一般廃棄物処理事業債:施設補助事業分) ⑤	556,500	222,600	333,900	(①-④)× 90% (起債充当率)
事業者負担金 ⑥	61,800	24,700	37,100	(①-④)× 10% (事業者調達)
補助対象外事業費分 ②	170,000	50,000	120,000	
地方債(一般廃棄物処理事業債:施設単独事業分) ⑦	0	0	0	②× 75% (起債充当率)
事業者負担金 ⑧	170,000	50,000	120,000	②× 25% (事業者調達)
その他の事業費分 ③	128,400	69,400	59,000	
地方債(一般廃棄物処理事業債:用地関係分) ⑨	27,700	27,700	0	③× 100% (起債充当率)
事業者負担金 ⑩	100,700	41,700	59,000	
合計 ①+②+③	1,535,000	614,000	921,000	
出来高	-	40.0%	60.0%	

財源別内訳

(単位:千円)

	金額	年度別内訳		割合
		平成22年度	平成23年度	
建設一時払金 ④+⑤+⑦+⑨	1,202,500	497,600	704,900	78.3%
国庫補助金等(循環型社会形成推進事業交付金) ④	618,300	247,300	371,000	40.3%
地方債(一般廃棄物処理事業債) ⑤+⑦+⑨	584,200	250,300	333,900	38.1%
事業者負担金 ⑥+⑧+⑩	332,500	116,400	216,100	21.7%
合計	1,535,000	614,000	921,000	100.0%

※ なお、上記の前提条件は、市が独自に設定したもので、建設一時払金の算定の考え方の例を示すものであり、応募者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。